

# 独立行政法人家畜改良センター一次世代育成支援行動計画

## 1. 計画の基本的考え方

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

今回の計画については、前支援行動計画期間の取組状況を踏まえ、これまでの取組の継続と、職員の仕事と子育ての両立支援の強化に重点を置き、今後の計画の実施、見直しに反映させることとします。

## 2. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

## 3. 実施体制

独立行政法人家畜改良センター一次世代育成支援対策行動計画策定・推進検討会において、各年度ごとにこの計画の実施状況を点検します。

その際、この計画の内容を変更すべき著しい社会的経済情勢等の変化があった場合には、見直し時期の到来を待つことなく、計画を見直します。

## 4. 雇用環境の整備に関する事項

仕事優先の意識を改革し、職員が仕事と家庭の両立ができるよう、家庭内の男女の固定的役割分担意識の改革、父親の積極的な育児参加の奨励、休業・休暇を取得しやすい環境づくり、働き方の見直しや多様な働き方の実現に向けた取組を進めます。

目標1 育児休業、育児短期間勤務、育児時間、母性保護、休暇、早出遅出勤務、超過勤務の制限や免除、共済組合からの出産費用の給付等の経済的支援措置など、仕事と子育ての両立を支援する制度についての周知を図り、育児休業等の取得促進に努めます。

<対策>

- ① 育児休業制度等の周知のため、既存のパンフレットの内容更新と配布に努め、育児休業等の取得を促進します。(年1回以上)
- ② 管理職員及び希望者に対して、育児休業制度等の学習会を開催し、職員が育児休業等を取得しやすい環境作りに努めます。(年1回以上及び随時)
- ③ 育児休業等の取得促進の活動を広め、育児休業の取得率を、令和6年度までに男性職員10%、女性職員95%を目標とします。

目標2 妊娠中及び出産後における職場の業務遂行体制の工夫・見直しを行い、安心して産前休暇等を取得できる環境作り及び男性職員が育児に積極的に参加できる環境づくりに努めます。

<対策>

- ① 産前休暇取得予定者の休暇取得前からの応援態勢を確立するとともに安心して休暇を取得できるよう職場内の仕事の分担の見直しを行います。また休暇中は、必要に応じて、臨時的職員や非常勤職員の採用により代替要員の確保に努めます。
- ② 男性職員が積極的に制度を活用できるよう、妻が出産する場合の特別休暇(2日間)や育児参加のための特別休暇(5日間)を取得しやすい職場環境づくりに努めます。(令和6年度までに取得者率100%を目標とします。)
- ③ 職員が安心して育児休業を取得できるよう、必要に応じて、後任配置又は任期付採用、臨時的任用及び非常勤職員の採用により代替要員の確保に努めます。
- ④ 育児休業取得者が行っていた業務の分担及び遂行状況については、その都度他の課等に対しての周知徹底を行います。

目標3 育児休業取得者への配慮を行います。

<対策>

- ① 安心して育児休業が取得できるよう、育児休業取得予定者から復帰後の勤務場所及び業務内容等についての希望を聞く機会の場を設けます。
- ② 安心して職場復帰ができるよう、育児休業取得者に対して職場の業務進行等の情報を提供します。(同職場に復帰予定の者について、所属課長から3ヶ月に1度を目途に行います。)

目標4 子育てをしている職員への配慮を行います。

<対策>

- ① 年次休暇の取得促進及び超過勤務削減のため、業務計画の策定、業務配分の見直し、職場内における協力体制の確立を進め、また休暇取得計画の策定等、年次休暇を取得しやすい職場の環境作りに努めるとともに、管理職員による検討会を実施し、より良い職場環境となるよう努めます。  
また、毎週水曜日及び俸給支給日等の定時退所を継続します。(全職員の年次休暇の平均取得日数を、令和6年度までに年間18日間以上を目標とします。)
- ② 育児を行う職員の深夜勤務・超過勤務の制限・免除措置を周知し、その活用を促進するとともに、子どもの看護休暇等の取得を促進します。
- ③ 転入者に対しては、その都度、周辺地域の託児施設等育児に関する情報提供を行います。
- ④ 人事異動及び宿舍の貸与にあたっては、職員の家族構成、子育ての状況等に応じた配慮を行います。
- ⑤ 制度の変更があった場合は、職員への周知の徹底に努めます。

目標5 各職場の業務実態に配慮し、早出遅出勤務、職員の勤務の弾力化、短時間勤務等多様な勤務形態の導入について検討、実施します。